

# 大田区 心身障害者（児）移送サービス事業 令和5年度 移送サービス利用券 利用のお知らせ

この事業は、歩行困難な障がい者の方の日常生活の利便と、生活圏の拡大を図ることを目的としています。移送サービス利用券（以下「利用券」という。）は、大田区が契約しているタクシー事業者のタクシー料金と自動車燃料店での自動車燃料費の支払いに利用できます。事業の目的をご理解いただき、正しく利用してください。

## 1 利用券について

- 利用券は1枚200円です。（令和5年4月分から）
- 利用券を紛失した場合、再発行はいたしません。
- 利用券は、家族を含む第三者への譲渡・売却及び複製など、不正に使用することはできません。不正が判明した場合、利用券の交付資格を取消し、利用料金を弁償していただきます。利用券には、改ざん防止加工が施されています。利用券の左上に記載の番号により、大田区から交付した方を特定できます。
- 利用券は1回の利用で複数枚使用できますが、おつりは出ません。
- 利用券は、現金とあわせてご利用できます。

## 2 有効期間について

- 有効期間は令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までです。有効期間内に使用してください。有効期限を過ぎた利用券は利用できません。
- 令和4年度の利用券は令和5年4月1日以降、利用できません。未使用の利用券は必ず大田区に返却又は破棄してください。

## 3 利用方法について

- タクシー料金の支払いに利用するとき
  - 利用できるのは大田区が契約しているタクシー事業者のみです。乗車の際に乗務員に利用券が利用できるかどうかを確認してください。大田区が契約しているタクシー事業者は裏面の「タクシー事業者一覧」をご覧ください。
  - 利用できるのは障がい者ご本人に限ります(介護人の同乗は可)。ご本人が乗車しない場合は利用できません。
  - 身体障害者手帳又は愛の手帳を乗務員に必ず提示してください。（写真による本人確認により、タクシー運賃の障がい者割引（1割引）を受けられます。）
  - 東京23区内・武蔵野市・三鷹市から乗車する場合のみ利用できます。降車はこの区域外でもできます。

## (2) 自動車燃料費の支払いに利用するとき

- 利用できるのは大田区が契約している自動車燃料店のみです。大田区が契約している自動車燃料店は別紙「契約自動車燃料店名簿」をご覧ください。
- 利用できるのは、障がい者ご本人の所有する自動車又はその方と生計を一にする方が、その方のために使用する自動車の燃料を購入する場合に限ります。自動車燃料費以外の洗車・ワックス・灯油などの支払いには利用できません。
- 身体障害者手帳又は愛の手帳を必ず提示してください。

## 4 その他

- 領収書はタクシー料金又は自動車燃料費のうち、現金で支払った金額に対して発行されます。利用券のみで支払った場合、領収書は発行されません。
- 以下の表に記載のことがありましたら、大田区へお問い合わせください。内容により届出が必要ですが、受給資格がなくなる場合や、1年間に交付できる利用券の枚数が変わる場合があります。利用券の交付要件に該当しなくなった場合は、未使用の利用券を返却してください。

施設に入所した	特別養護老人ホームなど、施設によっては、受給資格がなくなる場合や、1年間に交付できる利用券の枚数が変更になる場合があります。
生活保護が廃止になった	生活保護が廃止になった場合、届出により利用券が追加支給されます。
大田区外へ転出する	未使用の利用券は返却してください。
障がいが軽減した	内容により、受給資格がなくなる場合があります。
利用券の受取方法を変更したい	大田区の窓口での受け取り又は住民登録のある住所への郵送による受け取りが選択できます。
利用券の受給を辞退する	利用券を使用する必要がなくなったなどの場合は、届出により受給を辞退できます。

届出先、問合せ先	電話番号	FAX番号
障害福祉課（大田区役所本庁舎）	03-5744-1251	03-5744-1555
大森地域福祉課（大森地域庁舎）	03-5764-0657	03-5764-0659
調布地域福祉課（調布地域庁舎）	03-3726-2181	03-3726-5070
蒲田地域福祉課（蒲田地域庁舎）	03-5713-1504	03-5713-1509
糎谷・羽田地域福祉課（糎谷・羽田地域庁舎）	03-3743-4281	03-6423-8838

